

令和7年7月2日

◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子です。よろしくお願いいたします。

私からは、神奈川県水道ビジョンにおける災害対応力の強化について伺いたいと思います。

6月28日に鎌倉市で発生した上水道管漏水につきまして、私も隣の藤沢市に住んでおりますので、SNSで関連情報を発信するなどリアルタイムで周知しておりました。職員の皆様には一刻も早い復旧に向けて御尽力いただき、想定よりも大幅に早く復旧したと伺っております。ありがとうございました。もちろん、被害が起きないようにすることが最も重要ですが、万が一発生してしまった際にどう対応するか、そして、災害時等にもいかに早く復旧できるかという回復力、対応力といったレジリエンスの観点も非常に重要です。県民の命と暮らしを守る重要なライフラインである水道の災害対策の取組について伺いたいと思います。

まず初めに、近年大規模災害のリスクが増加していると感じています。本県が被災した場合には、応急給水に関する応援要請が必要になることも想定されますが、どのような連絡体制になっているのか教えてください。

◎生活衛生課長

県内の水道事業者は公益社団法人日本水道協会の会員になっておりまして、災害時の応急給水など応援要請、要請に対する支援の調整は、同協会を通じて一元的に行われることとなっております。

なお、県と日本水道協会は情報共有に関する協定を締結しておりまして、応援要請と支援に係る調整状況について情報共有を図る体制となっております。また、毎年、同協会が主催する訓練に参加いたしまして、情報共有体制の確認を行っているところでございます。

◆おだ幸子委員

では、もしものときには、日本水道協会がコントローラーになっていろいろやってくれるということですね。

それでは、県内の水道事業者である県営水道に災害時の応急給水に係る課題について何点か伺います。

まず、県営水道の給水区域内では、どのような体制と役割分担で応急給水が行われるのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

水道事業は、原則として市町で経営するものですが、市町からの要望・要請を受け、県営水道は12市6町を給水区域とする広域水道となっております。

災害時の応急給水は、神奈川県地域防災計画において、市町が応急給水を行い、県営水道は応急復旧を優先しつつ応急飲料水の確保に努め、市町の応急給水

を支援する役割となっております。

◆おだ幸子委員

原則は市町で、応援要請を受けて県がということですね。

では、次に、水道事業を営んでいない市町にとっては、応急給水についてどのような課題があると受け止め、また、県営水道としてどのように対応しているのか伺います。

◎企業局企画調整担当課長

市町は水道施設の被害状況や断水区域を把握できないため、県営水道と市町がどのように連携し、災害時の応急給水の情報を共有することが課題として挙げられます。一方、市町が応急給水拠点の運営を行うためには、相互に被害状況や応急給水拠点の設置場所などの情報を共有し、応急給水を行う必要があります。

こうした課題に対応して、日本水道協会から派遣される応急給水の支援隊を受け入れることを想定した合同訓練を水道営業所ごとに市町と毎年実施し、災害に備えています。

◆おだ幸子委員

状況よく分かりました。

では、次に、市町が応急給水を行う上では、応急給水拠点ごとに実際の災害時にも活動できるような体制も必要と考えますが、県営水道としてどのように対応されているのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

まず、給水区域内の市町と会議を通じまして、学校、公民館、病院などの市町が設定した応急給水拠点について情報を共有しております。また、水道営業所と給水区域内の市町で協議を行い、市町の全 856 か所の応急給水拠点ごとに、車両の進入路や給水車の駐車スペースが分かるマニュアルを令和 6 年度末までに作成し、スムーズに応援隊の受入れが対応できるよう体制を整えています。加えまして、令和 6 年度からは能登半島地震の教訓を踏まえ、市町の仮設水槽の追加配備にも連携して取り組んでいます。

◆おだ幸子委員

能登半島地震の教訓を踏まえてマニュアルも作成されて、仮設水槽の追加配備にも連携を取っていただけたということですね。分かりました。

それでは、県営水道として応急給水や応急復旧に必要な資機材や情報システム、通信手段は主にどのようなものを備えているのでしょうか。また、民間事業者との協定などを通じてどのような資機材を確保しているのか併せて伺います。

◎企業局企画調整担当課長

県営水道では、加圧給水車を 5 台配備していますが、今後、計画的に全ての水

道営業所に行き渡るよう今年度から追加配備に取り組んでいます。

次に、復旧に必要な漏水修理材料や調達に時間のかかる大きな口径の水道管などにつきましては、県内の12か所の倉庫に分散して備蓄しています。さらには、水道管のマッピングシステムを整備し、災害時には被害箇所や断水区域を迅速に把握するとともに、通信途絶を想定しまして、令和6年度には企業庁の全所属に衛星携帯電話の配備が完了しました。また、民間事業者との協定では、東日本大震災の直後に非常用燃料の調達に苦慮した経験がありますので、災害が発生した際、継続的に燃料を調達できる協定や水道管の復旧に必要な鉄管類などの供給に関する協定も締結しております。

◆おだ幸子委員

いろんな角度から、初動時の応急給水に向けて、着実に体制の充実が図られているんだなということは今のお話で理解できました。ただ、今、大規模地震の発生 of 切迫性が指摘されている中で、より実践的な対応も求められているのではないかと考えるのですが、こうした点について、県営水道として今後どのように対応していかれるのか伺います。

◎企業局企画調整担当課長

先ほど答弁させていただいた仮設水槽ですが、能登半島地震での応急給水は日本水道協会を通じまして全国から給水車が派遣されましたが、応急給水拠点で長時間活動する必要があったため、効率的な運用が難しいとの教訓が得られたことから、県営水道は令和7年度に追加配備を行います。この仮設水槽が設置されていれば、給水車から水を移して次の拠点に向かえるため、効果的な運用ができます。そこで、令和7年度から仮設水槽を活用した応急給水訓練を、全ての水道営業所で市町と合同で実施し、より災害時に近い体制を確立していきたいと考えています。

◆おだ幸子委員

それでは、災害時の非常用飲料水ですとか電力確保のための取組、それから、広域的な応急対策について、県水道ビジョンではどういうふうに位置づけをしているのでしょうか。

◎生活衛生課長

災害時の断水被害を軽減するため、水道システム全体でのバックアップ機能の強化が重要となります。県水道ビジョンでの位置づけといたしまして、各事業者において配水池の緊急遮断弁の設置、応急給水資材等の計画的な整備、浄水場などの基幹となる施設における自家発電設備の設置の取組を進めることとしております。

また、広域的な応急対策の取組として、ビジョンでは、災害対策訓練の実施状況を指標としておりますが、対象事業者全てが実施しております。

◆おだ幸子委員

では、県営水道における災害時の電力確保の取組について、何点かお伺いします。

まずは、災害時も水道水の供給を続けるために、どんな施設において電力の確保が必要なんですか。

◎浄水課長

県営水道には、浄水場のほか水を送るためのポンプ所があり、電力を大量に使用することから、これらの施設において災害時における電力の確保が必要となります。

◆おだ幸子委員

では、まとめてお伺いしますが、県営水道の浄水場とポンプ場における停電対策の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

◎浄水課長

まず、浄水場のほうでございますが、県営水道の基幹浄水場である寒川浄水場と谷ヶ原浄水場につきましては、電力供給の2系統化に加え非常用発電設備の設置により、停電対策が完了しております。

また、近年の異常気象に伴う異常な降雨により浸水が想定される寒川浄水場につきましては、外周フェンスの基礎を0.5メートルまでかさ上げしたほか、最大規模の浸水に備えて特別高圧受電灯や非常用発電設備などの重要施設への浸水対策を令和6年度までに完了しております。

また、ポンプ所のほうでございますが、ポンプ所から直接御家庭などに水を送っております加圧ポンプ所につきましては、停電の発生と同時に断水が発生するため、非常用発電設備の設置や電力供給の2系統化などにより予備電力を確保しており、既にこちらも対策は完了しております。

一方、高台にある配水池に水を送るための揚水ポンプ所につきましては、停電となった場合でも配水池のほうに一定量の水が蓄えられていることから、直ちに断水することはありませんが、近年は台風による広域かつ長時間の停電が県内でも発生していることもあり、揚水ポンプ所の停電対策を水道事業経営計画に位置づけ、電源車の配備や非常用発電設備の設置、ポンプ所の電気設備の改修など計画的な停電対策に取り組んでいるところでございます。

また、浸水想定区域内にありますポンプ所につきましては、建物の開口部に防水ドアを設置するなどの浸水対策を行いました。

◆おだ幸子委員

本当に令和6年度あたりにいろんな対策を取っていただいているんだなということが、計画的にやっていただいているのだなということが分かりました。

また、災害時の非常用飲料水確保のための配水池において緊急遮断弁の整備について、県営水道としてどのようにどのように取り組んでおられるのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

緊急遮断弁は配水池から流出する水道管に設置されたバルブでございまして、震度6弱程度で自動的に閉まり、水が流出することを防ぐようになっています。県営水道の災害用指定配水池は37か所あり、緊急遮断弁などは全て整備が完了し、災害時には約34万立方メートルの非常用飲料水を確保できるようになっております。これは、給水区域内の人口1人当たり120リットル程度で約1週間分の非常用飲料水を確保していることとなります。

◆おだ幸子委員

では、次に、広域的な応急体制についてお伺いします。

先ほど名前が出ました日本水道協会の応援体制について、具体的にどのような手順で応援の要請ですとか、応援隊の派遣が行われるのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

まず、県営水道から県支部長であります川崎市に応援を要請し、神奈川県内の水道事業者から応援隊が派遣されます。また、被災状況に応じて、県外からの応援が必要な場合は、次に、関東地方支部長である横浜市、さらには、全国規模の日本水道協会本部へと支援を要請し、応援隊を派遣する水道事業者を順次拡大する仕組みとなっております。

◆おだ幸子委員

今、日本水道協会の応援隊のお話ありましたが、応援隊が派遣されても、県営水道ですとか各市町も被災している中で、どうやって応援活動を展開するのかというのがすごく心配なんですけれども、能登半島地震などではどのような対応をしていたのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

能登半島地震では、被害の規模が大きく、日本水道協会を通じて多くの応援隊が派遣されたため、日本水道協会が幹事応援水道事業者を指定し、その事業者が現地において応援隊の支援地域や支援内容などの調整を行いました。実際に、県営水道が支援活動を行いました輪島市などでは、関東支部の東京都や横浜市が幹事応援水道事業者となりまして、被災直後から常駐し、応援隊の調整を行いました。

◆おだ幸子委員

一方で、日本水道協会本部自身が被災することもあるかもしれないですけども、そうなってしまった場合、対応が遅れてしまうことも想定されるんですが、こうした点についてどのような対応を考えておられるのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

本県が甚大な被害を受けた場合、日本水道協会本部も被災することを想定し

なければならぬと考えています。このため、日本水道協会の協力体制とは別に、千葉県、静岡県、香川県などのほかの水道事業者と個別の災害協定を締結し、災害時には迅速かつ円滑な応援活動の支援体制を整えております。

◆おだ幸子委員

バックアップというか、他地域でフォローしていただけるということですね。

それでは、県内の各水道事業者における危機管理マニュアルの整備状況や住民への情報提供体制はどのようになっていますでしょうか。

◎生活衛生課長

地震対策や応急給水、応急復旧計画に関するマニュアルにつきましては、全ての水道事業者において策定済みでございますが、さらにテロ対策、渇水対策等の事象に対応した危機管理マニュアルについても整備を進めてまいります。

また、住民への災害に関する情報提供につきましては、各水道事業者において市民参加の防災訓練における周知、また、ホームページや広報紙による周知などが実施されております。

◆おだ幸子委員

少し前に、DMATの訓練を見させていただいたんですけれども、初めて、富士山の噴火を想定した訓練をやられたということで、また地震とは違ったリスクがあるということで、興味深く見させていただいたんですが、火山の噴火による降灰対策も必要だと考えるんですけれども、県水道ビジョンではどのように位置づけているのでしょうか。

◎生活衛生課長

本県は箱根山を有し、また富士山の噴火による降灰の影響も示唆されていることから、県水道ビジョンでは火山対策も踏まえた危機管理マニュアル等の整備にも取り組むことを位置づけております。

また、各水道事業者における火山対策を含めた危機管理体制の構築を支援するため、令和6年度に県内の水道事業者が出席する会議におきまして、火山噴火時の対策の取組事例として県営水道の浄水場降灰対策について県内の水道事業者へ情報共有する機会を設けました。

◆おだ幸子委員

それでは、県営水道では、今おっしゃった箱根や富士山の噴火についてどのような対策を講じておられるのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

県営水道では、平成27年の箱根山の小規模な噴火を契機に、水道施設における火山対策の調査業務を委託し、平成29年度に水道施設火山災害対策計画を策定しました。富士山等が噴火した場合の影響としては、火山灰により河川の水質が悪化し、浄水処理に支障が出る可能性が考えられます。そこで、寒川浄水場に

つきましては、既存の薬品注入施設の運用で対応し、谷ヶ原浄水場は、薬品注入施設の増強で対応する方針を立て、令和8年度に改修工事が完成する予定です。

◆おだ幸子委員

県営水道も想定してやっという事で、マニュアルがあるということは分かったんですけども、訓練の実施も御検討いただければと思います。

続きまして、県営水道では県民への断水などの情報提供についてどのように取り組んでおられるのでしょうか。

◎企業局企画調整担当課長

県営水道では、断水などの情報をホームページやLINEなどで発信するほか、市町村を通じた情報提供も予定しております。こうした情報発信には、休日や夜間でも迅速に対応し、情報収集や連絡をする必要があるため、令和7年3月から新たに所属にかかわらず速やかに各水道営業所に参集できるよう、近隣に在住する職員を指名し、災害時における初動体制の強化を図りました。

◆おだ幸子委員

ホームページやLINEで周知されているということで、LINEも登録してもらわないと伝わらないので、その点もよろしくお願いします。

最後に、県として県民の命を守る水を被災時にも届けるためにどのように取り組んでいかれるのか伺います。

◎生活衛生課長

県水道ビジョンでは、50年先の強靱な水道の理想像といたしまして、水道施設の耐震化の完了だけではなく、被災しても被害を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能な体制が構築されていることを目指しております。今後も、各水道事業者による災害対策の取組を支援し、強靱な水道の実現に向けた県水道ビジョンの取組を進めてまいります。

◆おだ幸子委員

では、最後に意見、要望を申し上げます。

鎌倉の水道管漏水の対応が完了した後、地域の方にお話を伺いました。今回は極地的な漏水だったので何とか給水の対応をすることができたが、もしこれがもっと広範囲に及んだり、大規模災害が発生したりした場合を考えると、自助、共助の仕組みをさらに進めていく必要があると感じたとおっしゃっていました。

水道は命に関わる重要なインフラです。県民を守るため、有事においても安全な水を供給できるよう様々な代替えへの備えを充実させる必要があります。そのためにも市町村と連携し、県水道ビジョンの取組を着実に進めていただくよう要望いたします。